

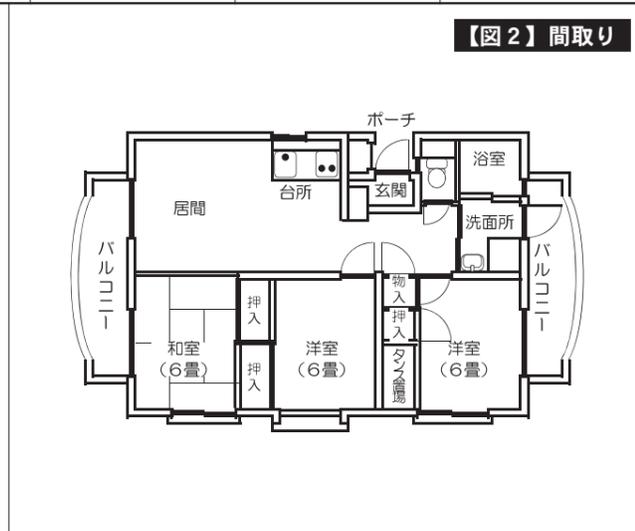
# 西原町上原町営住宅入居募集のご案内

## 1. 町営住宅応募概要

募集住宅名	募集戸数	募集受付期間	抽選会	当選者入居説明会	入居予定日
上原町営住宅	1戸	10月7日(月)～10月18日(金) (土日、祝日を除く)	10月24日 (木)	10月28日 (月)	11月1日 (金)

## ◆町営住宅について◆

住宅の所在地	構造	間取り	1戸当たり面積	家賃	共益費
西原町字上原193-4 (図1を参照)	R C造3階建て	3LDK (図2を参照)	84.3㎡	所得に応じて	4,000円



## 2. 申込資格

- 西原町に現に住所を有する者であること
- 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者等を含む※1。)
- 収入月額※2(同居親族に収入がある場合は合算した収入の月額)が158,000円以下※3であること
- 次の①～③において、収入月額が214,000円以下であることとなります。
  - 同居者に障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等がある場合(詳細については「西原町営住宅設置及び管理条例」の別表第2を参照すること)
  - 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者全員が60歳以上または18歳未満の者である場合
  - 同居者に小学校未就学児がいる場合
- 現に住宅に困窮していることが明らかなる者
- 町税の滞納がない者
- その者及び現に同居し、または同居しようとしている親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員でないこと

## 3. 申込方法

- 所定の申込書※4に、下記の(1)から(5)に掲げる書類を添付すること
- ※4 申込書は建設部都市整備課で配布しています。または、西原町のホームページからダウンロードしてお使いください。
- 所得証明書※5及び源泉徴収票
  - 住民票謄本
  - 扶養証明書
  - 納税証明書
  - 官製ハガキ1葉※6
- ※5 本人、配偶者、16歳以上の同居する親族の各所得証明書を添付してください。
- ※6 書類等を審査の上、入居資格の有無について通知します。返信用に50円切手を貼ってください。

## 4. 選考方法

入居申込者が入居戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を決定する。

## 5. 入居時期

平成25年11月1日(金)

## 6. 申込窓口及びお問い合わせ

建設部 都市整備課  
☎945-4496 FAX 946-1528

## 7. 受付日時

- ◆ 期間：10月7日(月)～10月18日(金)  
※ 土日、祝日は除きます。
- ◆ 時間：8:30～17:15  
※ 12:00～13:00は除きます。

# 農業体験！ カレープロジェクト参加者募集！



## どんな体験をするの？

じゃがいも、にんじん、たまねぎの植付から収穫まですべて体験します。収穫した野菜を使ってカレー作りもします。自分で育てた野菜で作ったカレーはきっとおいしいはず！友だちも誘って、みんなで参加しよう！

## プロジェクトスケジュール

- (生育状況により変更があります)
- 11月9日(土) 植付
  - ※予備日：11月16日(土)
  - ※西原町中央公民館に午前9時集合
  - ◆1月下旬 作業 ◆3月上旬 作業
  - ◆3月下旬 収穫・カレーパーティー

## 参加方法

- 対象者：町内外の親子で最後まで参加できる方  
参加料：小学生以上の参加者1名につき500円  
募集人数：50名程度  
申込締切：10月31日(木)  
申込方法：①参加者氏名②年齢・学年③住所④電話番号を申込先に電話・FAX・メールのいずれかの方法でお申込みください。  
申込先：建設部産業課(担当：我謝)  
連絡先：☎945-4540 FAX 945-4580  
e-mail masaaki-g@town.nishihara.okinawa.jp



# 町県民税(3期分)は10月31日(木)が納期限です

- 平成25年度 町県民税3期分の納期限は、10月31日(木)です。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
- 町税のお支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。**口座振替の申請書は、町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。
- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
  - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
  - 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。
- ※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成25年度各町税目の納期限					
税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		7月1日	9月2日	10月31日	平成26年1月31日
固 定 資 産 税		4月30日	7月31日	12月25日	平成26年2月28日
軽 自 動 車 税		5月31日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729 (内線144・147・149)